

オンライン学習におけるインターネット環境が未整備の保護者に対して、インターネット環境の整備に要する費用の一部を補助しますので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症により、町立小学校または中学校の教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、オンラインによる家庭学習のための通信環境を整備することに要する費用の一部を補助いたします。

該当する保護者は、下記の要領に沿って、申請をしてください。

1. どのような人が対象になりますか？

下記のいずれかに該当する場合が対象です。

- (1) 令和2年4月1日以後に通信環境整備を行った町立小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の保護者
- (2) 令和2年4月1日以後に町立小学校又は中学校に転入した児童・生徒の保護者の場合にあっては、同日後に通信環境整備を行った保護者

※通信環境整備とは家庭学習のためのインターネット回線の接続工事を行った、モバイルWi-Fi ルーター(SIMカードの契約を含む)を通信会社と契約された、又は家庭用Wi-Fi ルーターを購入されたことを言います。

2. どのようなものが補助対象になりますか？

次の(1)(2)(3)が対象となり、その合計金額になります。

- (1) 本町のオンライン学習を行うために、新たにインターネット接続を行うために、通信会社と契約する際に必要となる工事費、契約料(SIMカードの契約料を含む)、機器購入料、その他の初期費用
- (2) 本町のオンライン学習を行うために、新たに家庭用Wi-Fi ルーターを購入した費用
- (3) 本町のオンライン学習を行うために、新たに通信会社と契約された後に発生する通信料

3. 補助の金額はいくらですか？

上限1万円です。1万円未満の支払い金額は、その実費額となります。

※導入時に1回限りの制度になりますので、かかった経費が1万円を超えた後に申請することをおすすめします。

4. 補助金はいつ振り込みされますか？

正当な請求を受けてから、おおむね30日となります。

5. 申請はいつからいつまでですか？

令和3年1月4日(月)から、令和3年3月12日(金)までになります。

6. 申請には何が必要ですか？

次に掲げる書類が全て必要です。

- (1) オンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書
- (2) 保護者名義の預金通帳の写し
(通帳がない場合、口座番号の確認できるキャッシュカードの写しでも可)
※振込先の店名、店番、預金種目、口座番号の記載されている欄の写しを添付
- (3) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類(詳細は10. 証明する書類の例をご確認ください)

裏面あり

7. 申請書の提出先はどこですか？

下記のいずれかの方法で申請をしてください。

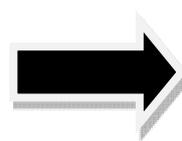
- ①学校教育課（両神ふるさと総合会館内 1階）に直接、提出。（閉庁日を除く9時から17時まで）
- ②郵便（特定記録郵便に限る）にて学校教育課に郵送。
（申請の有無を確実にするため、郵便記録を保管してください。）

【学校教育課 窓口】 〒368-0201 埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄 2713-1

小鹿野町教育委員会 学校教育課 TEL. 0494-79-1201

8. 郵便申請や直接、学校教育課に提出する際は、申請書はどこで手に入りますか？

- ・申請書は、ホームページに公開しています。QRコードで読み取ることができます。
<https://www.town.ogano.lg.jp/home-internet-environment/>
- ・学校教育課窓口でも配布しています。



9. 特に注意をしていただきたいこと

- ・インターネット契約等を契約期間の途中で解約しようとするると違約金が発生することがあります。違約金は補助対象外ですので、ご注意ください。
- ・キャッシュバック等があるプランを契約する場合、キャッシュバック等を差し引いてかかった費用を実費額として補助金を支給します。

10. 証明する書類を具体的に教えてください。

表に証明する書類の例の一部を記載します。判断に迷う場合は、学校教育課（☎79-1201）にご連絡ください。

【例】

要件	例
インターネット接続を行うために、通信会社と契約する際に必要となる工事費、契約料（SIMカードの契約を含む）、その他の初期費用	<ul style="list-style-type: none"> ①契約書（契約者名、契約期間、契約内容が記載した書類に限る） ②レシートの場合は、保護者名義、契約期間、契約内容が分かる明細書も必要です。 ③領収書の場合は、申込用紙等の契約者名、契約期間、契約内容が分かる明細書も必要です。 ④クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と契約者名、契約期間、契約内容が分かる明細書も必要です。
インターネット接続を行うために、通信会社と契約する際に必要となる機器購入料	<ul style="list-style-type: none"> ①機器名が記載されたレシート ②機器名が記載された領収書 ③クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細が分かるものが必要です。
家庭用Wi-Fiルータの機器購入費	<ul style="list-style-type: none"> ①レシート（明細が分からないものは、対象外です。） ②領収書（あて名、品名がないものは、対象外です。） ③クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細が分かるものが必要です。
インターネット接続のために通信会社と契約された後に発生する通信料	<ul style="list-style-type: none"> ①レシート（明細が分からないものは、対象外です。） ②領収書（あて名、品名がないものは、対象外です。） ③クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細が分かるものが必要です。